

ギコンくん
が
いく

くじ引き器



こんにちは、ギコンくん
です。このコーナーでは、
特許庁での気になるト
ピックを紹介しています。
今回は、特許庁で行われ
るくじ引きについてお届け
します。



「コレじいさん、あけましておめでとうございます…。はぁ……」

あけましておめでとう、ギコンくん。せっかくの正月なのに、いつもの元気がないようじゃが、どうかしたのかの？

「実は、年末に商店街でやっていた福引き、全部外れてしまったのです。くじ運は良い方なのに……」

それは残念じゃったのう。ところで、くじと言えば、特許庁でもくじ引きが行われることがあるのを知っておるかの？

「パテッ！ 特許庁でもハワイ旅行が当たるんですか？ やりたいです、やりたいです！」

（ハワイ旅行などと一言も言っておらんが……）特許庁でのくじ引きは、二人以上の出願人から、同日に、同じ商標登録出願がなされた場合に行われることがあるんじゃ。かいつまんで同じ商標登録出願、と言ったが、正確には、同一又は類似の商品又は役務について使用をする、同一又は類似の商標について同日に2以上の商標登録出願があった場合と規定されておる。

「何だか難しそうですが、同じ商標登録出願が同日に出願されたらハワイ旅行が当たるんですか？」

やれやれ。ギコンくん、特許庁の公式マスコットを目指しておるなら、商標についてもしっかり理解しておかねばならんぞ。まず、異なる日に、同じ商標登録出願が、二人以上の出願人から出された場合には、一番最初に出願した者が登録を受けることができるんじゃ。これは知っておったかのう？

「はい、勉強したことがあります!!」

ふむ。問題は、同日の場合じゃ。同日に同じ商標登録出願がされたときには、まず、出願人に協議をしてもらうことになっておる。協議によって、どちらかの出願人が権利者になることが決まれば一件落着じゃが、決まらない場合には、くじ引きによって、どの出願が登録されるか決めるというわけじゃ。



同日出願があった場合に使われるくじ引き器

「なるほど！ でも、どうして全員の出願を登録しないのですか？ 同着一位だから全部登録になっても良いと思うのですが？」

ふむ、良い質問じゃ。まず、商標の役割について考えてみる必要があるぞ。

「商標の役割……。商標って、商品やサービスに付けられる目印みたいなものですよね？」

そのとおり。では、その目印は何のためにあるのかのう？

「ええと、例えば、企業は、自社の商品に商標を付けることによって、これは我が社の商品ですよ～、とアピールすることができますね。」

そうじゃ。それに、消費者の側も、商標を目印にして、その商品やサービスが誰から提供されているのかを知ることができるんじゃ。

「買ったことのないものでも、このブランドの商品なら安心、と思って選ぶこともあります。商標自体がお客さんを引きつける力を持っているということですね。」

大正解じゃ。そうすると、たとえ同日の出願であったとしても、複数の企業が同じ商標を使っていたらどうなるかのう？

「そうか、企業は自社の商品やサービスを他社のものと区別できなくなってしまうすし、消費者の側も混乱してしまいます。だから、どれか一つを選ばなくてはいけないのですね！」

そのとおりじゃ。

「今回は、商標について勉強になりました。どうもありがとうございました！ あと、今年の年末はハワイ旅行が当たるよう、日頃の行いにも気をつけます！」

ハワイ旅行は余計じゃが、ギコンくんいつもの元気が出てきて良しとするか。ほっほっほ。

(文：特技懇編集委員会)